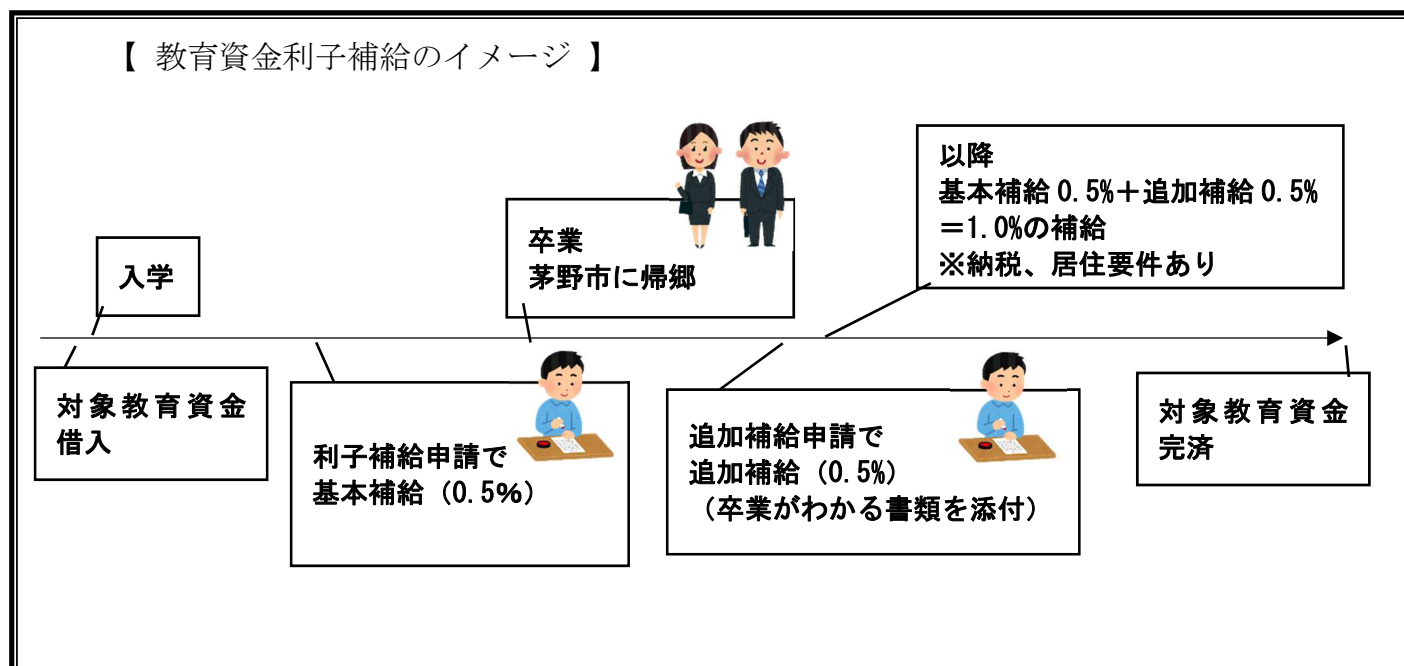


大学等教育資金利子補給金の補給対象者であり、大学等を卒業した  
お子さまが茅野市に住所を置かれている方へ（追加補給金のご案内）

教育資金を借り入れた方のお子さまが、大学等を卒業後に茅野市に帰郷し、その後も引き続き茅野市に住所を置いている場合（在学中から継続して茅野市に住所を置いている場合を含む）は、通常の利子補給 0.5%に加え 0.5%の追加利子補給を行います。



< 申請の方法 >

- 同封の「茅野市大学等教育資金利子追加補給金交付申請書」（様式第2号）に必要な事項を記入し、茅野市地域創生課に提出（郵送可）してください。
- 申請書には、お子さまの住所確認に係る同意についての記入欄があります。お子さまに記入いただくようお願いします。
- お子さまが大学等を卒業したことが分かる書類を上記申請書に添付してください。

< その他 >

- 申請や申告した内容に誤りがあることが分かったときや不正な行為が発覚したときは、交付決定又は補給額決定を取り消すとともに、既に交付した補給金を返還していただく場合があります。
- 借入金の返済に遅延が生じた場合、その月から償還が再開されるまでの間の補給金の交付は停止します。
- お子さまが市外へ転出した場合は、転出した月の翌月の補給金から追加交付は行わず、以後再度転入した場合も交付は行いません。
- 申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

（申請先）茅野市役所 地域創生課 地域創生係

住所：〒391-8501 茅野市塚原 2-6-1 TEL：0266-72-2101（内線 232）